



寺町 東子 会員 (46期)

第2回 時間と場所にとらわれない働き方を実現している例

本企画は、ワークライフバランスを実現する取り組みを行っている法律事務所の経営者弁護士に、取り組みについてインタビューをするシリーズ企画の第2回目です。

今回は、ITツールなどを駆使して、時間と場所にとらわれない働き方を実現されている、寺町東子会員（当本部委員、46期）に伺いました。

男女共同参画推進本部委員 木村 佐知子 (67期)

— 今の事務所の開設までの経緯について教えてください。

医療事件の患者側事務所でイソ弁5年、同期と3人で6年、都市型公設で5年余、過疎地派遣の法人事務所を作り、解散まで8年余、2019年1月に現在の弁護士1人、事務職員1人の事務所に落ち着きました。

— 寺町会員が仰る「時間と場所にとらわれない」働き方、というのはどのようなものですか。

仕事を、いつでも、どこでもできる体制作りのことです。2000年頃、第2子の出産を機に自宅にも仕事場を作って、複合機を設置し、そこから徐々に、FAXがメールで送られるサービスに加入し、事件記録を全てPDFにして外から事務所のサーバーにアクセスできるようにするなど、記録の重量と場所的制約から自由になるための機材やシステムには相当お金を使いました。現在は、クラウドを使って、費用も抑えています。相談申込はHP上のメールフォーム経由に集約し、面談もWEB会議が主流になり、場所的拘束性はかなり下がりましたね。今は固定電話*と郵便物だけです。ここは事務職員の力を借りています。（※私は好みじゃありませんが電話転送サービスもあります）

依頼者との関係では、メールも時間指定送信機能を使い、深夜や休日の作業を見せないようにしています。

— 「時間と場所にとらわれない」働き方を追求されてきた、きっかけは何ですか。

3人子どもがいます。「ケア労働」という言葉がありますが、ケアは対象者との直接対面の対応が必要なものであり、どうしても時間と場所に拘束されます。子育ては、まさにケア労働です。

私自身は、子どもの重大事故の事件に関わってきたことから、自分の子どものケアは極力他人に任せたくないと思っています。子どもの食事・登園登校・寝かしつけまでの生活時間をコアタイムとして、そこは動かさないことを前提に、夫とも協力しながら、一日24時間をフレキシブルに家庭と仕事とその他に割り振れるように環境を整えてきました。

業務上出張も相当ありますが、移動時間を荷物を増やさずに有効活用したい、と切実に思ったということもあります。

— ワークライフバランスとの関係で個人事業主という立場をどう考えますか。

子育てが大変だった時期も充実して仕事をすることができました。保護者会などの子どもの行事も、基本的に行かなかったことはありません。弁護士として何物にも縛られずに自分の信じるところに従って生きられる価値も実感しています。

プライベート、プロボノ活動、お金をもらう仕事（経済基盤）の3つの要素を自分のベストな割合で追求できる場所は、時間をコントロールできる個人事業主の醍醐味だと思います。

— 個人の顧客の多い弁護士として事務所を経営するためには営業力が必要ではないかと思いますが、どのような努力をしていますか。

一つは経済的にペイする得意分野を持つこと。私で言えば、人身損害賠償事件は立証は大変だけどやりがいも金銭的対価もあります。もう一つは、あらゆる人間関係において—ペイしない事件や活動、仕事以外の地域活動でも、誠実かつ真摯に向き合っていれば、そこでの信頼関係に基づいて身近な法律相談を紹介してもらい機会が増え、仕事につながるというのが実感です。

自分では好きな仕事を選んで、趣味と実益を兼ねて仕事をしているところもあり、そのような「選択と集中」も時間単価を上げるために必要なとは思いますが、好きなことだと掘り下げるのが楽しいから、おのずとプロになれるので、一石二鳥ですよ（笑）。

— 最後に、裁判所や弁護士会に一言お願いします。

早くもっとIT化を進めてほしいです。特に家事事件！

— ありがとうございました。